

## (別記 3)

### 温泉利用許可の単位

#### 1 浴用

##### (1) 同一源泉を利用する場合

ア 原則として浴室ごとに1件とすること。

従って、同一浴室内に2以上の浴槽がある場合についても1件とすること。

イ 利用形態が男女別になっており、浴室相互の条件が類似し、かつ隣接している場合は、2つの浴室を1件として取り扱うこと。

※ 「浴室相互の条件が類似」とは、浴室の構造及び材質が類似で、主に中仕切等により換気及び流通状態が同一であること。

「隣接」とは、同一棟の同一階で隣接することをいう。

ウ 部屋付きのバス、家族風呂、貸切り風呂は、隣接していても1室1件とすること。

##### (2) 複数の源泉を利用する場合

ア 浴室内に浴槽が1つで複数の源泉を利用する場合は、1件とすること。

イ 浴室内に複数の浴槽があり、それぞれ異なる源泉を利用する場合は、浴槽ごとに1件とすること。

ウ 浴室内に複数の浴槽があり、複数の源泉を単一又は混湯して利用する場合は、泉質及び成分が同一の浴槽をまとめて1件とすること。

#### 2 飲用

##### (1) 同一源泉を利用する場合

ア 飲泉口ごとに1件とすること。

イ ただし、飲泉所として一体の施設に複数の飲泉口があるような場合は、まとめて1件として取り扱うこと。

##### (2) 複数の源泉を利用する場合

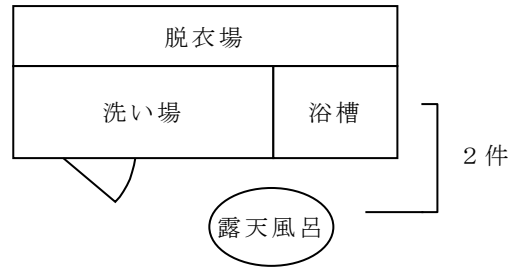
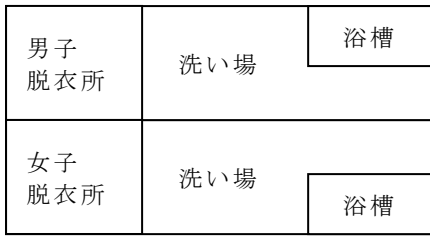
ア 飲泉所内に飲泉口が1つで複数の源泉を利用する場合は、1件とすること。

イ 飲泉所内に複数の飲泉口があり、それぞれ異なる源泉を利用する場合は、飲泉口ごとに1件とすること。

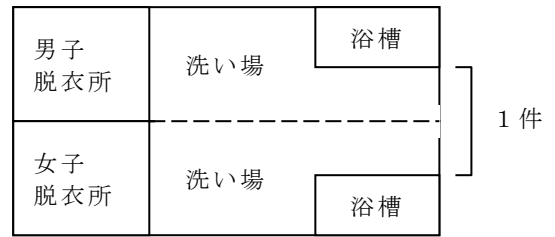
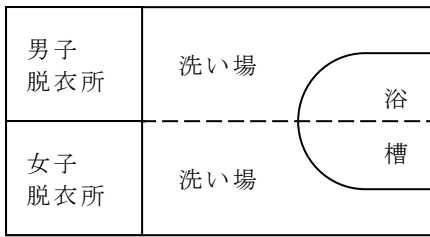
ウ 飲泉所内に複数の飲泉口があり、複数の源泉を単一又は混湯して利用する場合は、泉質及び成分が同一の飲泉口をまとめて1件とすること。

利用許可単位の実例

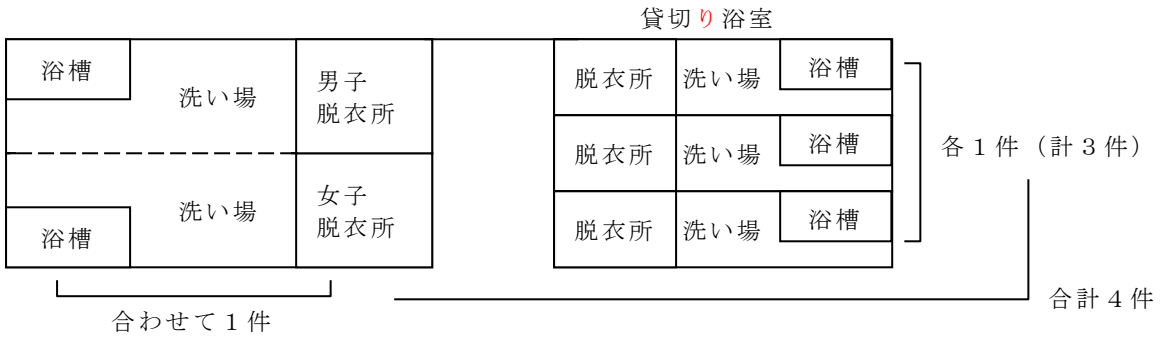
1 (1) アの例 (浴室ごとに1件)



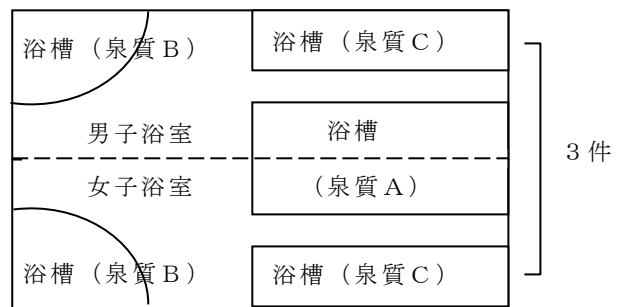
1 (1) イの例 (男女合わせて1件)



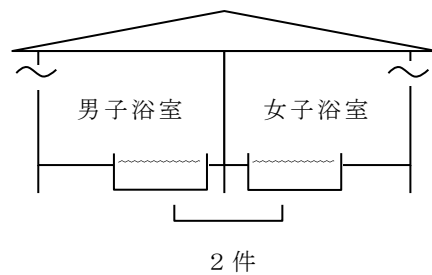
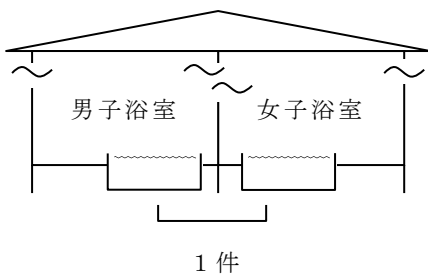
1 (1) ウの例



1 (2) イ, ウの例



[立面図]



# 増改築の例

